

北海道大学病院長候補者選考基準

平成30年10月26日

北海道大学病院長候補者選考会議

北海道大学病院長候補者選考会議規程第8条第2項の規定に基づく選考基準は、次のとおりとする。

1. 医療法第10条に規定する病院の管理者としての要件を満たす者
2. 大学附属病院の管理運営・経営に必要な能力を有する者
3. 医療安全確保のために必要な知見・経験を有する者
4. 教育・研究・診療に必要な資質・能力を有する者
5. 北海道大学病院の理念と目標を達成する資質・能力を有する者

北海道大学病院の理念と目標

北海道大学病院は、北海道大学医学部・歯学部附属の教育・研究施設として、医科・歯科の高度・良質な統合的医療に基づく、全人的医療の提供並びに全人教育を実践する道内唯一の医療施設として、基本理念「良質な医療を提供すると共に、優れた医療人を育成し、先進的な医療の開発と提供を通じて社会に貢献する」に基づき、目標「①患者本位で安心・安全な医療の提供、②人間性豊かで有能な医療人の育成、③先進的な医療の開発と提供、④地域医療への貢献」を実現するため、環境の整備と体制の確立に努めている。

これらの北海道大学病院の基本理念とそれに基づく目標を実現すべく、北海道大学では以下に掲げる北海道大学病院に関する第3期中期目標を掲げている。

北海道大学病院第3期中期目標

- ・世界最高水準の医療を実現し、先端的研究及び技術開発に係る臨床研究を推進する。
- ・全人的臨床研究を充実させ、優れた医療人を育成する。
- ・社会の変革に対応した医療を提供する。
- ・良質で安定した診療体制及び充実した教育研究体制を支えるため、経営基盤を強化する。